【重要】必ずお読みください

令和8年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

貸与奨学生採用候補者のしおり

この資料には、**貸与奨学生採用候補者**となった人が、大学等への進学後に奨学金の貸与を受けるために必要な手続きについて掲載されています。

給付奨学生採用候補者となった人(※)は、併せて JASSO ホームページに掲載されている「給付奨学生採用候補者のしおり」もお読みください。

※「授業料等減免のみ」の採用候補者となった人も含みます。

〔ご注意〕

● 進学後の手続き等について確認し、進学後は、速やかに「進学届」を提出 してください。



【重要】

◆あなた自身が借りるもの

貸与奨学金(借入金)は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。あなた本人が、将来、返還していく義務を負います。

◆本当に必要な金額?借りすぎに注意!

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を借りるようにしてください。

◆次の世代ヘリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

◆無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額 して返還期間を延長する制度や、返還期限を猶予(先送り)する制度等があります。

※ ただし、収入等の基準を満たした場合に限ります。

◆進学前には振り込まれません

奨学金は進学後に振込みが始まります。進学前に必要となる入学金等には利用できません。大学等への進学前に入学金などまとまった資金の準備が必要になる場合には、21 ページをご確認ください。

【本冊子の用語】

あなた......貸与奨学生採用候補者に決定した本人

JASSO......日本学生支援機構

採用候補者…貸与奨学金の予約を申し込んで選考に通った人(貸与奨学生採用候補者)

|決定通知||.....採用候補者として決定したことの通知(「大学等奨学生採用候補者決定通知」)

雄学国………進学したことの届出(進学後にインターネットで行います。)

<u>性計維持者</u>…父母ともいる場合は2人とも。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる 人1人(例えば、祖父または祖母等)

社会的養護を必要とする人...満18歳となる日の前日に(満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申 込時点で)児童養護施設等(※1)に入所して(養育されてまたは一時保護されて)いた人(※2)

- ※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童 自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) を行う者、甲親
- ※2 高等学校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する(養育・一時保護される)こととなった人も含む

I 確認 ①手続きの流れ(目次)

海外大学 29~40 ページ

貸与奨学生採用候補者に決定された人で、**国内大学等又は海外大学へ**進学後に奨学金の貸与を希望される人は、大学等へ進学後に手続きが必要です。必要な手続きを確認しましょう。進学先(国内大学等又は海外大学等)によって手続きが異なります。該当ページをよく読んで、必要な書類の準備や手続きのながれを確認しましょう。

<u></u>)
①子M.COMM1111 1000 111	
③貸与奨学金を受けられる国内大学等・・・・・・・・・・ 7	1
④決定内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
⑤奨学金の種類と金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
□ 進学前の準備 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
 ①奨学金振込口座の準備(全員)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	13
 ②保証制度を利用するための準備(全員)・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
 【参考】連帯保証人・保証人の選任条件・・・・・・・・・・・・・・・ 1	15
 ③「入学時特別増額貸与奨学金」の手続き(該当者)・・・・・・・・・・・ 1	18
 ④労働金庫の「入学時必要資金融資」(該当者)・・・・・・・・・・・・・ 1	9
 ⑤進学時に用意する書類(国内大学等)・・・・・・・・・・・・・ 2	20
 (大切なお知らせ)進学前の資金準備・・・・・・・・・・・・・・・ 2	21
	_ '
	_ '
	_ '
···	
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~)	
···	
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~) 工 進学後の手続き	
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~) 工 進学後の手続き	22
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~) 工 進学後の手続き	
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~) ・必要書類提出、「進学届」の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~) 工 進学後の手続き	
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~) ・必要書類提出、「進学届」の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~) ・必要書類提出、「進学届」の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~) 選学後の手続き ・必要書類提出、「進学届」の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
貸与奨学金を受けられる学校へ進学(令和8年4月~) 選学後の手続き ・必要書類提出、「進学届」の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

②採用候補者決定通知の確認

決定通知に記載されている内容を確認しましょう。

決定通知は、「提出用」と「本人保管用」に分かれています。「提出用」は、進学時に提出する重要な書類です。紛失しないように大切に保管しましょう。決定通知の見方は、「大学等予約採用選考結果在中」に同封されている「採用候補者に決定した皆さんへ」をご覧ください。なお、「採用候補者に決定した皆さんへ」は以下のホームページにも掲載しています。

○大学等奨学生採用候補者(予約採用)に決定された方へ



貸与奨学金の利用条件を必ずご確認ください。

あなたが候補者となった貸与奨学金の利用条件は、決定通知「2.採用候補者となった奨学金の内容について」に記載しています。以下、**<参考>**太枠内(1)~(3)の内容をご確認ください。

<参考>決定通知「2.採用候補者となった奨学金の内容について」

			第一種奨学金	第二種奨学金	入学時特別増額	
		給付奨学金	(無利子)	(有利子)	貸与奨学金(有利子)	
	利用条件 (2)		(1)	(3)	
/			(2)		(3)	
申込時の	貸与額	*****				
選択内容	返還方式	*****				
	保証制度	*****				
	利率の算定方法	*****	*****			

※上表では「箇所の記載を省略しています。

- (1) 次の①~④のいずれかが記載されています。
 - ①「併用貸与の利用可」

第一種奨学金と第二種奨学金両方の利用が可能です(併用貸与)。また、第一種奨学金・ 第二種奨学金のどちらか一方を利用することも可能です。

- ②「第一種・第二種いずれか一方の利用可」 第一種奨学金または第二種奨学金どちらか一方の利用が可能です。進学後の手続きでは、ど ちらか一方を選択していただく必要があります。
- ③「第一種奨学金のみ利用可」 第一種奨学金のみ利用が可能です。
- ④「第二種奨学金のみ利用可」 第二種奨学金のみ利用が可能です。

I 確認 ②採用候補者決定通知の確認

- (2) 次の①及び②について記載されています。
 - ①最高月額の利用について

第一種奨学金の採用候補者になった場合、決定通知に「最高月額利用:可」又は「最高月額利用:不可」の記載があります。

「最高月額利用:可」と記載がある場合は、貸与月額のうち最高月額まで利用可能です。 奨学金申込時に最高月額の利用を希望していない場合も、JASSO が審査した結果、併用貸 与の家計基準を満たしている場合は、「最高月額利用:可」と記載しています。貸与月額は 9ページをご覧ください。

②猶予年限特例について

第一種奨学金の採用候補者になった場合、決定通知に「猶予年限特例:対象」又は「猶予年限特例:対象外」の記載があります。猶予年限特例は、家計状況の厳しい世帯の学生・生徒が無利子奨学金(第一種奨学金)の貸与を受けた場合、あなたが卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により、特例として年限(猶予を受けることができる期間)の制限なく返還期限猶予を受けることができる制度です。該当する場合は、「猶予年限特例:対象」の記載があります。

(3)「国の教育ローン」申込み手続きについて ※該当者のみ

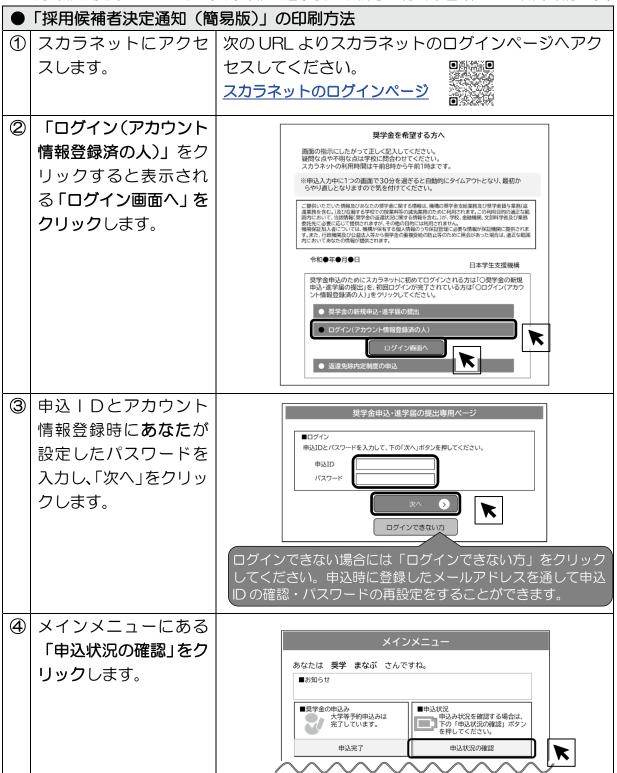
奨学金申込時に入学時特別増額貸与奨学金を希望し、かつ貸与奨学金の採用候補者になった場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続き等の要・不要の記載があります。入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果、利用できなかった世帯の学生または日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込みしようとしたが、申込要件を満たさず、申し込めなかった世帯の学生に貸与するものです。「入学時特別増額貸与奨学金」の手続きは18ページもご覧ください。

- ①「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:必要」と記載がある場合 「国の教育ローン」の申込み手続き等が必要になります。手続きの詳細は、同封の「日本政 策金融公庫のお手続きが必要な方へ」をご確認ください。「国の教育ローン」が利用できた 場合は入学時特別増額貸与奨学金の利用はできません。
- ②「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:不要」と記載がある場合 日本政策金融公庫への申込みは省略できます。
 - ※なお、入学時特別増額貸与奨学金は進学後、初回の貸与奨学金の振込み時にあわせて振り込まれます。入学金等、進学前に必要となる資金については、19ページに記載の労働金庫の「入学時必要資金融資」(融資額は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与額の範囲内です)等をご検討ください。

【参考】「採用候補者決定通知(簡易版)」の印刷

決定通知は、奨学金を申し込んだスカラネット(インターネットサイト)より、「簡易版」を 印刷することができます。

万が一、決定通知を紛失した場合には、次の手順で簡易版を印刷し、進学後の手続きには印刷した簡易版を使用してください。簡易版も進学後の手続きに有効な書類として利用可能です。



【参考】「採用候補者決定通知(簡易版)」の印刷

⑤ 「申込状況の確認」画面にある「選考結果確認」をクリックします。



- ⑥ 「選考結果」画面の最下部にある「採用候補者決定通知(簡易版)の印刷」をクリックすると、簡易版を印刷することができます。
 - ※「採用候補者決定通知 (簡易版)」は片面1 ページとなります。



③貸与奨学金を受けられる国内大学等



予約採用により採用候補者となった人が進学して奨学金の貸与を受けられる学校は、次の表のとおりです。貸与対象が「〇」の学校種別・課程であっても、貸与対象となるのは、正規の学籍で在籍する場合に限ります(「科目等履修生」「聴講生」「正規課程でない職業訓練生」等は対象外です)。

なお、令和8年度中に対象校へ進学しなかった場合、採用候補者としての資格を失います。

	貸与の可否	
大学・短期大学		0
	通信教育課程・放送大学	× (%2)
	別科	0 (%3)
専修学校(専門課程) (※1)		0
	通信教育課程	× (%2)
高等専門学校(4年次)		0 (%4)

(※1)対象となる専修学校については<u>JASSOのホームページに学校一覧を掲載しています</u>ので、参考にしてください。



- (※2)進学届による手続きはできませんが、スクーリング受講者は進学後に奨学金の申込みが可能です。進学後に 進学先の学校に相談してください。(在学採用)。
- (※3) 助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製菓衛生師、養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外国語、音楽もしくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とする別科に限り対象となります。
- (※4) 高等専門学校は、4年次に編入する場合のみ予約採用の対象になります。



大学の付属施設、専修学校の高等課程・一般課程、高校の専攻科・別科、その他の学校(下記参照)へ進学する場合は対象外です。

(例) 自治医科大学(医学部)、学校教育法によらない学校(語学学校、職業訓練校、防衛大学校、防衛医科大学校、 海上保安大学校、警察大学校、気象大学校、国立看護大学校、職業能力開発大学校、予備校等)



外国籍の人へ

外国籍の人は、次の**いずれかの在留資格**を有している人のみ、貸与を受けられます。もし下記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額を速やかに返金していただくことになります。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、 「永住者の配偶者等」、「定住者(※1)」、「家族滞在(※2)」

- ※1 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。
- ※2 「家族滞在」は、「日本の小学等、中学校及び高等学校等を卒業(修了)していること」又は、「12 歳に達した学年の末日までに初めて日本国に入国したことがあり、日本の中学校及び高等学校等を卒業 (修了)していること」のいずれかに該当し、かつ、大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人に限ります。
- ※3 在留期限が進学日前になっている場合、在留資格の更新手続きを忘れると、奨学生に採用されません。
- ※4 進学時に改めて在留資格等を申告していただく必要があります。

I 確認 ④決定内容の変更

次の項目は「進学届」の提出時(22ページ)に変更ができます。

	項目	説明 ページ	備考
1	すべての奨学金の辞 退 (全部辞退)	_	「進学届」を提出しなければ、すべての奨学金を辞退したものとして扱います。進学できなかった場合を含め、辞退の手続きは 不要 です。
2	貸与奨学金のみ辞退 (一部辞退)	_	労働金庫の「入学時必要資金融資」(19ページ参照)を利用する場合、「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退しないでください。また、「入学時特別増額貸与奨学金」は単独での貸与はできず、必ず第一種奨学金又は第二種奨学金と併用する必要があります。
3	給付奨学金のみ辞退 (一部辞退)	_	進学後に進学先の学校に申し出て手続きの方法を確認してください。
4	あなたの生年月日	_	決定通知に生年月日は記載されていませんが、「進学届」提出画面にあなたが予約採用申込時に登録した生年月日が表示されます。万が一、誤っている場合には「進学届」提出時に変更することができます。
5	貸与月額	9~10 ページ	貸与奨学金は、卒業後に返還が必要です。返還の負担を考慮して、
6	「入学時特別増額貸 与奨学金」の貸与額	12ページ	必要最低限の金額となるよう計画的に利用しましょう。
7	利率の算定方法	12ページ	
8	返還方式	26ページ	
9	保証制度	14ページ	返還方式を「所得連動返還方式」と選択した第一種奨学金は、「機 関保証」とする必要があります。

- ※1 「進学届」提出(入力)後に変更できる内容については、25ページを参照してください。
- ※2 「あなたの氏名」(カナ氏名を含む)は、進学届では変更できません。進学届では決定通知に記載されている氏名を入力したうえで、進学届提出後に進学先を通して別途改氏名等の手続きを取ることが必要となります。必ず進学届提出前に進学先の奨学金窓口に申し出て、必要な手続きの案内を受けてください。

進学前に追加して奨学金を**申し込むことはできません**。なお、進学後に進学先の学校を通じて申込みをしてください。

- 例)第一種奨学金のみの採用候補者となった人が第二種奨学金も希望する場合 等
- ※3 予約採用申込時の申告誤りや申告漏れにより生計維持者の変更がある場合は、**進学後に進学先の学** 校へ申し出てください(在学採用での再申込が必要です)。

⑤奨学金の種類と金額



1. 第一種奨学金 (無利子) の貸与月額

区分		大	学		短期	大学・専修学	校(専門課	程)
月額	国组	公立	私	立	国	公立	私	立
の種類	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
				50,000円				50,000円
最高月額		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
以外の月額	30,000円							
	20,000円							

- ※1 該当する区分ごとに定められた範囲内の金額を選択できます。ただし、最高月額(太枠部分)は、「決定通知」に「最高月額利用:可」と記載されている人のみ選択可能です。「最高月額利用:不可」の人は、該当する区分の太枠以外からの選択となります。
- ※2 自宅外月額は、**進学した月から自宅外通学している場合のみ選択できます**。進学月の翌月以降に 自宅外通学となり自宅外月額を希望する場合、「進学届」を自宅通学として提出後、進学先の奨学 金窓口に相談して通学形態の変更手続きを行ってください。 なお「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者(原則父母)のもとから通学すると学業に支障
 - が生じる等の理由から、生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活することをいいます。
- ※3 専修学校(専門課程)のうち、独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は「国公立」に含まれます。
- ※4 高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を併せて利用する場合、第一種奨学金の月額が給付奨学金の支援区分に応じて調整されます。これを併給調整といいます。

併給調整の結果、第一種奨学金の振込額は減額され〇円になる場合もあります。併給調整後の貸与月額は昼間部と夜間部で異なります。高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)と併せて利用する場合の第一種奨学金の貸与月額はJASSOのホームページにて確認してください。

なお、高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)と第一種奨学金を併せて利用する人で「自宅外通学」を選択する場合、当初は自宅通学の貸与月額が振り込まれる場合があります。そのため、給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金は、併給調整後の振込額で精算処理(相殺)ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合(調整後月額が〇円の場合等)は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

I 確認 ⑤奨学金の種類と金額

2. 第二種奨学金(有利子)の貸与月額

2万円~12万円の中から、1万円単位で選択できます。

※ 私立大学の下記課程を履修する人で月額12万円を選択した場合、増額月額を受けることができます。

医・歯学課程:4万円(基本月額12万円 + 増額月額4万円 = 合計16万円)

薬・獣医学課程:2万円(基本月額12万円 + 増額月額2万円 = 合計14万円)

3. 併用貸与について

併用貸与の採用候補者になった人は、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます(第一種奨学金又は第二種奨学金の一方のみを受けることもできます)。

併用貸与の場合、貸与総額(返還総額)が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与 を必要とするかよく考えてください。利用する場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月 額を慎重に選択してください。

⑤奨学金の種類と金額



進学後に新たに給付奨学金の申込みを希望される人へ(国内大学等)

- 単学前に貸与奨学金のみを申し込み、採用候補者となった人は、進学後に、進学先の学 校(※1)を通じて給付奨学金を申し込むことができます(※2)。
 - ※1 給付奨学金の支給を受けられる学校は、国又は地方自治体から授業料等減免や給付 奨学金の対象となることの確認を受けた学校です。対象校は文部科学 省ホームページで公開されていますので、確認してください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

※2 予約採用申込時に「収入に関する基準」が「×」となった場合であっても、進学後 に申し込む場合は、採用される可能性があります(ただし、進学直後の春の在学採用 においては、住民税の情報は大学等予約採用と同じ年度(令和7年度分)のものを、 秋の在学採用では翌年度(令和8年度分)のものを用います。)。

なお、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に 反映される前に支援の必要がある場合は、急変後の年収見込みにより要 件を満たすことが確認されれば、給付奨学金(家計急変採用)及び授業 料等減免の支援対象となります。(年間を通じて随時申し込むことがで きます)



第一種奨学金と併せて高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を利用 する場合は、その支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。併給調整に ついては9ページ※4を参照してください。

なお、第二種奨学金は給付奨学金と併せて利用する場合でも、貸与月額の併給調整はあり ません。

I 確認 ⑤奨学金の種類と金額

4. 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額

10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から、いずれか1つを選択します。

5. 利率・利子(第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金)

(1) 利率について

返還利率は、選択した「利率の算定方法」に基づき、貸与終了時に決定します(年3.0%が上限)。

利率の算定方法※ ------

「利率固定方式」:貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用される方式

「利率見直し方式」:貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直す方式

- ※1 JASSOが奨学金交付のために借りていた資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率 (「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては固定利率型、「利率見直し方式」を選択した奨 学金に対しては5年利率見直し型の利率)が適用されます。
- ※2 財政融資資金の借り換えと併せてJASSOが債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます。

- 参考 🗕

令和7年3月貸与終了者の利率固定方式による年利率は1.641%、利率見直し方式による年利率は1.100%となっています。

JASSOホームページにて最新の利率を公開しています。

(2) 増額貸与(増額月額(10ページ) や入学時特別増額貸与奨学金(12ページ))の利率

増額貸与を受けた場合の返還利率は、基本月額に係る利率と、増額部分に係る利率をそれぞれの貸与額で加重平均して決定します。

- ① 基本月額に係る利率:前記(1)の利率
- ② 増額部分に係る利率:基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率 (財政融資資金の利率が3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます。)

(3) 利子について

第二種奨学金は、有利子です。奨学金貸与中及び在学猶予中は無利子ですが、貸与終了の翌月1日から利子が発生します。また、初回返還期日の前月27日までの期間に据置期間利息が発生します。

なお、返還期限猶予(27ページ②・③)中の期間については、利子は発生しません。

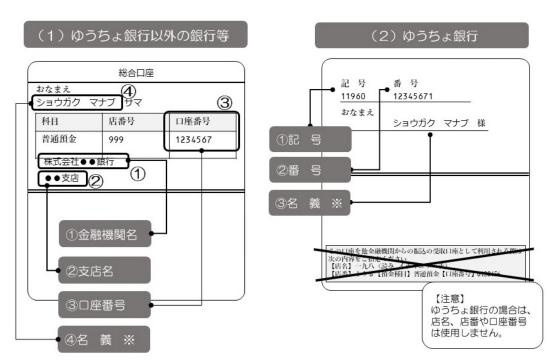
①奨学金振込口座の準備(全員)

奨学金は、**奨学生本人(あなた)名義**の口座に振り込みます。進学するまでに使用できる口座を 必ず用意してください。

なお、奨学金申込時に「公金受取口座を奨学金振込口座に利用する」と申告した人についても、 公金受取口座が存在しない又は確認できない場合、進学届提出時に奨学金振込口座の申告が必要と なる場合がありますので、事前に口座情報を確認しておいてください。

	使用できる	使用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、 信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く) ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行(楽天銀行・住信SBIネット銀行・ソニー銀行・PayPay銀行・auじぶん銀行・セブン銀行・イオン銀行等)、その他一部の銀行(SBI新生銀行・あおぞら銀行等)
□座	あなた名義の普通預金(通常貯金)口座	あなた以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

「進学届」では、正確に振込口座情報を届け出る必要があります。あなた名義の口座を用意したら、使用できる口座であることを事前にご確認ください。





【注意】口座名義について

「口座名義」が「決定通知」に記載された「カナ氏名」と異なる場合、奨学金の振り込みができません。「決定通知」に記載された「カナ氏名」から変更がある場合は、進学届では変更ができませんので、改氏名等の手続きについて、進学届提出前に進学先の学校へ申し出てください。(8ページ※2)。

※カナ氏名については大文字と小文字の区別をつけていないため、当該箇所のみの相違による訂正の必要はありません。

②保証制度を利用するための準備(全員)

貸与奨学金を受けるためには、保証制度を選択する必要があります。

保証制度を利用するためには、あなた以外の人に下表の役割をお願いすることになります。

選任する予定の人に、選択した保証制度別に下表の内容を説明したうえで選任することをお願いし、承諾をもらってください。

奨学生採用時に、正しくととのえた「返還誓約書」(24ページ参照)を進学先の指定する期日まで に提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済みの奨学金の全額を速やかに返金してい ただくことになりますので、注意してください。

【依頼する役割・内容】

	機関保証	人的保証
お願いする 役割	「本人以外の連絡先」(1人)	「連帯保証人」・「保証人」(各1人)
役割の内容	JASSOがあなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会できる人のことです。 ※保証の義務はありません。	連帯保証人 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが 返還しないときは、その全額について返還をしなければなり ません。 保証 人 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それら に代わって返還しなければなりませんが、保証人の返還すべ き金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1(海外 大学の場合は3分の1)となります(「分別の利益」)。ま た、保証人となった人は、あなたに資力があることを証明で きれば、あなたに対して請求するよう主張でき(「検索の抗 弁権」)、あなたに請求していない分を請求されたときは、 まずあなたに対して請求するよう主張できます(「催告の抗 弁権」)。 ※JASSOがあなたに先んじて保証人に請求することはあ りません。
条件	あなたの住所・電話番号等を 把握している人にお願いし てください。	「連帯保証人・保証人の選任条件」(15~17ページ) ※条件に該当する人を選任できない場合や、提出書類(24ページ) を揃えられない場合は、機関保証に変更してください。
必要手続	「返還誓約書」(借用証書) に署名してもらう必要があ ります。	「返還誓約書」(借用証書)に必要書類(24ページ)を添付して提出する必要があります。 ※貸与中に、奨学金の貸与額・返還額に変動のある変更(月額の増額等)の申請をする場合には、その都度、連帯保証人・保証人の自署、押印および印鑑登録証明書の提出が必要になります。

※第二種奨学金(海外)の貸与を受けるには、機関保証と人的保証の両方の保証が必要です(32ページ)。

【参考】連帯保証人・保証人の選任条件

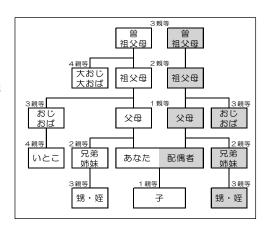
次の条件をすべて満たす連帯保証人・保証人を選任してください。

連帯保証人【原則、父母】		保証人【原則、おじ・おば等】	
あなたの父母。		① あなたの父母以外の人。	
父母がいない等の場合	は、4親等以内の親族。(※)	② あなた及び連帯保証人と別生計の人。	
		③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。	
		④ 4親等以内の親族。(※)	
		⑤ 進学届提出日時点で65歳未満の人。(※)	
	① あなたの配偶者・婚約者	がは選任できません。	
連帯保証人・保証人	② 未成年者・学生・債務整	理中(破産等)の人は選任できません。	
共通の条件	③ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、そ		
	の時点で60歳未満の人	でなければ選任できません。	

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、 3親等以内の姻族」のことをいいます(右図参照)。

ただし、4親等以内であっても「連帯保証人・保証人共通 の条件」を満たしていない場合は選任できません。

(※)については、次の【代替要件】を満たすことで選任 が可能になります。



【代替要件】

連帯保証人については「4親等以内の親族」、保証人については「4親等以内の親族」又は「65歳未満」であることの条件を満たさない場合、「貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であることを示す書類として「返還保証書」及び資産等に関する証明書類を提出することにより選任できます。具体的には次ページの条件 I ~ II のいずれかの基準を満たす必要があります。事前に、その人の収入・所得や資産等に関する証明書類により基準を満たすことを必ず確認してください。

なお、海外大学に進学する場合で、保証人について「採用時65歳未満の人」の条件だけを満たさない場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。ただし、「返還誓約書」提出時に、あなたの署名及び連帯保証人の署名・押印がある「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。

【参考】連帯保証人・保証人の選任条件

	区分	認定基準及び証明書類(すべてコピー可)
	給与所得者の場合	年間収入金額が320万円以上
	※年間収入金額で判定	源泉徴収票、所得証明書、年金振込通知書等(注1)(注2)
1	給与所得者以外の場合	年間所得金額が220万円以上
	※年間所得金額で判定	確定申告書の控、所得証明書等(注2)
		預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(保証人は貸与予定総
		額の2分の1(海外大学の場合は3分の1))以上
	75th A 75th A 77th	【預貯金額の証明書】
П	預貯金・不動産等の資産 を有している場合	預貯金残高証明書、取引残高報告書(評価額のわかるもの)(注3)
ш	を有している場合 ※合計額で判定	【不動産の証明書】
	公口司領で刊化	(注3) (注4)
		固定資産評価証明書および登記事項証明書(全部事項証明書)の2点
		※登記事項証明書(全部証明書)は法務局で取得
	 ↑と∏を組み合わせる	I の金額+(Ⅱの金額÷16(注5))≧(給与所得者の場合)320万円以上
Ⅲ	1 0 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	(給与所得者以外の場合)220万円以上(注6)
		金額を積算するすべての証明書類

- (注1) 年金収入は給与として取り扱います。
- (注2) 証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。
- (注3) 誓約日(返還誓約書に印字される日付)から3か月前以降に発行されたものを提出してください。
- (注4) 固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は「登記事項証明書(全部事項証明書)」の提出は不要です。ただし、『固定資産評価証明書』に「この証明書は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書がある場合、誰が資産の所有者か確認するため、『登記事項証明書(全部事項証明書)』を併せて提出する必要があります。用意した証明書のみではこれらが分からない場合、代わりの証明書や、追加の証明書の提出が必要になることがあります。
- (注5) 16は平均返還予定年数です。
- (注6) 給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額(年間所得220万円以上)により判断してください。

【参考】連帯保証人・保証人の選任条件

このページでは、特にお問い合わせの多い「保証人」の選任に関するQ&Aを掲載していますので、参考にしてください。

- Q1 離婚して親権を失った父(母)親を保証人に選任できますか。
- Q2 養子縁組により親権を失った実父(実母)を保証人に選任できますか。
- Q3 配偶者の父(母)を保証人に選任できますか。
 - A 条件付で保証人に選任できます。あなた(奨学生本人)及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還誓約書」を提出する際に「返還保証書」及び資産等に関する証明書類を提出することにより「貸与予定総額の2分の1(海外大学の場合は3分の1)の返還を確実に保証できる資力を有する」と認められる人(15~16ページ参照)であることが条件です。
 - ※ 進学届提出時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父」(「母」)ではなく「その他(知人等)」 として入力することが必要です。

Q4 兄(姉)を保証人に選任できますか。

- A 兄(姉)については、次の①・②の条件を両方とも満たせば、保証人として選任できます。
 - ① 学生でない人(学生である人は保証人に選任できません)
 - ② あなた及び連帯保証人と別生計の人
 - ※ 兄姉は2親等の親族であるため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

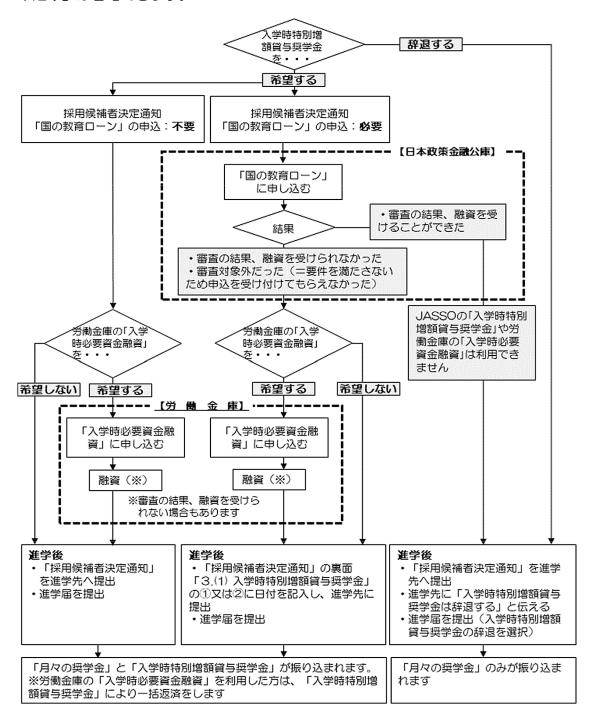
上記の場合でも、特に、「連帯保証人・保証人共通の条件」(15ページ参照)について、条件に合致していることを確認してください。

- ※連帯保証人・保証人の共通の条件
- (1) あなたの配偶者・婚約者は選任できません。
- (2) 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。
- (3) 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

③「入学時特別増額貸与奨学金」の手続き(該当者)

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込要件を満たさない世帯の学生等、もしくは申し込みした結果融資を受けられなかった世帯の学生等を対象とする奨学金です。決定通知の「2. 採用候補者となった奨学金の内容について」(3~4ページ)の入学時特別増額貸与奨学金の欄に書かれている内容(※)を確認し、以下のフローチャートに沿って、手続きを進めます。

※ 決定通知に、「国の教育ローンの申込み:不要」と記載されている場合、日本政策金融公庫への「申込み」は省略できます。



【注意】海外大学進学者の方は、「進学先」を「JASSO海外貸与係」に読み替えてください(33ページ)。なお、海外大学進学者は労働金庫の「入学時必要資金融資」を利用できません(21ページ)。

④労働金庫の「入学時必要資金融資」(該当者)

1. 労働金庫の「入学時必要資金融資」(以下、「つなぎ融資」)とは

JASSOの「入学時特別増額貸与奨学金」は**進学後**に貸与するものであり、進学前に必要となる資金に充てることはできません。

「つなぎ融資」は、「決定通知」に記載された「入学時特別増額貸与奨学金」(奨学金申込時 に選択した金額)の範囲内で、進学前に必要な資金を労働金庫が融資するものです。

「つなぎ融資」を利用した場合、進学後に振り込まれる「入学時特別増額貸与奨学金」により、利子を含めて一括で返済することになります。そのため、融資された金額より低い「入学時特別増額貸与奨学金」の金額を選択することができません。

なお、「つなぎ融資」を利用する場合は、奨学金振込口座は労働金庫の口座にする必要があります。労働金庫への申込時に、奨学金の振込口座を労働金庫の口座にする手続きを行います(労働金庫を通じて行います)。

2. 「つなぎ融資」を受けるまでの手続き

「つなぎ融資」を申し込む際は「入学時特別増額貸与奨学金」を受けることができることを示す必要があります。

したがって、「決定通知」に「国の教育ローンの申込み:必要」と記載されている場合は、労働金庫への申込前に、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の手続き(20ページ参照)を必ず行ってください。労働金庫へ提出する書類については、労働金庫に確認してください。

- ※ 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、つなぎ融資を**利 用できない**場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 本制度は国内大学等進学者のみ利用できます。海外大学進学者は利用できません。

詳細はJASSOホームページに掲載の「入学時必要資金融資のご案内」をご確認ください。

⑤進学時に用意する書類(国内大学等)



下表であなたが用意すべき書類を確認し、**進学後**、進学先の学校にいつでも提出・確認ができるよう、準備しておいてください。

- 〇..... 進学先へ提出が必要なもの
-「進学届」提出(入力)の際、手元に置いておく必要のあるもの

書類の名称	提出者	書類の内容・注意点	使い方
「採用候補者決定通知」 【提出用】	全員	決定通知の裏面に必要事項を記入したうえで、進学 先に提出してください。 特に、決定通知に「国の教育ローンの申込み:必要」 と記載されており、かつ入学時特別貸与奨学金を利 用する場合は、進学後に提出する進学届で下記①か ②のいずれかの日付情報を入力するため予め決定通 知の裏面に日付を記載してください。 ①保護者等が日本政策金融公庫から受領した「融資 できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通 知文」の日付又は ②保護者等が「国の教育ローン」を申込できないこと を日本政策金融公庫へ確認した日付(18ページ)。 なお、簡易版は裏面及び必要事項記入欄が存在しな いためそのまま提出してください。	0
「採用候補者決定通知」 【本人保管用】	_	「進学届」を入力する際に必要な「パスワード」 が記載されています。	•

※「採用候補者決定通知」を紛失した場合は、スカラネット(インターネット)より 「採用候補者決定通知(簡易版)」を印刷してください(5ページ参照)。

(大切なお知らせ) 進学前の資金準備

大学等への進学前には、受験料や受験に伴う宿泊・交通費、合格後の入学金などの支払いが必要となります。例えば入学金は、国立大学の場合282,000円(標準額(令和7年4月時点))、私立大学の場合240,806円(令和5年度平均(注))となっていますが、JASSOの貸与奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を含む)は、進学後に貸与するものであり、進学前に必要となる入学金に充てることはできませんので、進学前に必要な資金の準備が必要です。資金の準備にあたっては、以下の制度のご利用もご検討ください。

※ 各制度とも利用に当たっては審査があります。審査の結果、利用できない場合もありますのであらかじめご承知おきください。

(注) 出典: 文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査」

	生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】(都道府県社会福祉協議会)				
融資限度額	就学支度費 500,000円【無利子】				
附負收及領	※貸付対象は学校に入学する際に必要な入学金等であり、受験料など受験に伴う費用は原則として対象となりません。				
対象	必要な資金の融通を他から受けることが困難な低所得世帯(市町村民税非課税程度の世帯)				
備考	・保証人不要(世帯内で連帯借受人が必要) ・償還期限:据置期間経過後20年以内(据置期間は卒業後6か月以内)				
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会				

	国の教育ローン(日本政策金融公庫)
融資限度額	3,500,000円【有利子】
対象	融資の対象となる学校に入学・在学する人の保護者
備考	・子供の人数に応じて、世帯年収による制限あり。(例、子供2人の場合世帯年収が890万円以内)・低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。・『国の教育ローン』の融資を受けられた場合には、JASSOの入学時特別増額貸与奨学金は利用することができません(18ページ)。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

	入学時必要資金融資(労働金庫)	
融資限度額	あなたがJASSOの入学時特別増額貸与奨学金で借りる額(~500,000円) 【有利子】	
入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者 となった人 対象		
XJ3X	※本制度は国内大学等進学者のみ利用できます。海外大学進学者は利用できません。	
	進学後にJASSOから振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する約束をす	
備考	ることで、進学前に労働金庫から融資を受けることができる制度です。	
佣名	※詳しくは、19ページや \underline{JASSO} ホームページに掲載の「入学時必要資金融資のご案内」をご確認くだ	
	さい。	
88044	労働金庫	
問合せ先	https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html	

※他にも、母子父子寡婦福祉貸付金(給付奨学金受給者は、償還に条件があります)等の制度があります。

Ⅲ進学後の手続き

①必要書類提出、「進学届」の提出等(国内大学等)



奨学金の貸与を受けるには、進学先の学校を通じて「進学届」を提出することが必要です。 学校の定める期限までに手続きを行わなければ、**奨学金を辞退したもの**とみなします。

1. 進学時の提出書類

進学したときは、速やかに必要事項を記した決定通知【進学先提出用】を進学先の奨学金窓口に提出します。

※ 進学先の学校から奨学金の説明会への出席を指示された場合は、必ず出席してください。

2. 「進学届」の提出

「進学届」は、進学後、速やかにスカラネット(インターネットサイト)より提出します。 入力期間や手順等については、必ず**進学先の学校の指示**に従ってください。

※ 病気等やむを得ない事情により学校が定める入力期間中に提出できないときは、速やか に進学した学校に相談してください。

3. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、貸与奨学生として採用され、奨学金の振込みが開始されます。 初回振込月は「進学届」の提出時期によって異なりますが、振込開始が5月の場合、4月分と**まとめて2か月分**(入学時特別増額貸与奨学金を利用する場合は併せて)振り込まれます。

※ 「進学届」にて入力(確認)した奨学金振込口座があなた名義の口座でない場合や、入力した内容に誤りがある場合は振込みが遅れます。

Ⅲ進学後の手続き

①必要書類提出、「進学届」の提出等(国内大学等)

4. 採用時の交付書類

貸与奨学生として採用されると、進学先の学校から次の書類が交付されます。

	交付書類	交付対象	交付書類の説明
1	奨学生証	全員	貸与奨学生としての資格を証明するものです。記載 事項に誤りがないか確認し、大切に保管してください。
2	貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版)	全員	採用された後の手続きや返還誓約書の書き方等に特化して説明したものです。よく読んで活用してください。また、貸与中の諸手続きや、返還にあたっての注意等も記載された「貸与奨学生のしおり」は、JASSOホームページに掲載されていますので、併せてよく読んでください。
3	返還誓約書(兼個人信用情報 の取扱いに関する同意書) (以下「返還誓約書」という)	全員	あなたとJASSOの金銭消費貸借契約を明確にする契約書(借用証書)です。借用予定金額、保証制度、貸与終了後の返還方法等を確認し、進学先の学校が定める期日までに、必要書類とともに必ず提出してください。(24ページ参照)
4	保証依頼書(兼保証委託契約 書)・保証料支払依頼書	機関保証制度 選択者のみ	進学先の学校が定める期日までに、「返還誓約書」 と併せて必ず提出してください。(24ページ参照)

Ⅲ進学後の手続き

② 「返還誓約書」の提出(国内大学等)

海外大学 32 ページ

奨学金の振込みが開始されると、進学先の学校より「返還誓約書」が交付されます。必要な内容を記入のうえ「返還誓約書」を進学先の学校が定める期限までに提出しなければなりません。

期限までに「返還誓約書」を正しく提出しない場合は、**採用を取り消し、振込済みの奨学金全額を速やかに返金していただくこと**になります。

※ 併給調整(9ページ※4)により第一種奨学金の貸与がなくとも、貸与終了までに貸与月額が変動する場合があるため、返還誓約書の提出は必要となります。

(1) 自署押印・提出書類の一覧

「返還誓約書」の提出にあたり、余裕をもって準備してもらえるよう、何が必要であるかを予め選任した連帯保証人及び保証人へ伝えておきましょう。

なお、書類はマイナンバーの記載がないものを用意します。

	対象の人	「返還誓約書」(※1)		その他提出が必要な書類(※1)
	対象の人	自署	押印	での記録山が必要な音類(※1)
		必要	不要	・市区町村で発行された「住民票」(コ
機	あなた			ピー不可)(※2)
関	<i>55</i> 6.7C	2		・「保証依頼書(兼保証委託契約書)・
保				保証料支払依頼書」
証	「本人以外の連絡先」に選任した人	必要	不要	なし
弧	親権者(※3)	不要	不要	・「保証依頼書(兼保証委託契約書)・
	MIEG (AG)	小安	1192	保証料支払依頼書」
	ホ たた	必要	不要	・市区町村で発行された「住民票」(コ
	あなた			ピー不可)(※2)
	連帯保証人	必要	必要 (実印)	・収入に関する証明書類
	生 市 休証人			・「印鑑登録証明書」
人	【代替要件】で選任した人			(上記に加え)
的				・「返還保証書」
保				・資産等に関する証明書類
証	保証人			・「印鑑登録証明書」
	【代替要件】で選任した人	必要	必要	(上記に加え)
			(実印)	・「返還保証書」
				・資産等に関する証明書類
	親権者(※3)	不要	不要	なし

- ※1 進学届で希望する奨学金の種類ごとに書類の提出が必要です。
- ※2 あなた(奨学生本人)の市区町村で発行された「住民票」(コピー不可)については、申込時にあなたのマイナンバーを提出していることにより、提出を省略できます。
- ※3 進学届提出時点において、あなたが未成年(18歳未満)の場合は記入が必要です。

(2) 割賦方法の選択

「定額返還方式」(26ページ参照)を選択した奨学金については、割賦方法を選択してください。 ※ 「所得連動返還方式」(26ページ参照)を選択した第一種奨学金は「月賦返還」となります。

(3) 個人信用情報の取扱いに関する同意

個人信用情報の取扱いについては28ページを参照してください。

Ⅳ貸与中の手続き変更事項の届出、適格認定(国内大学等)

1. 奨学生になってから変更できない事項・できる事項

(1) 奨学生になってから(「進学届」の提出後)は変更できない事項

	事項	備考
1	「入学時特別増額貸与奨学金」の金額	1回の振込で貸与終了となるため。
2	(第一種+「入学時特別増額貸与奨学金」を受ける場合) 「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	1回の振込で貸与終了となるため。
3	機関保証から人的保証への変更	

(2) 奨学生になってからも変更できる事項

	事項	備考
1	奨学金の辞退	「返還誓約書」を正しく提出した後は、いつでも辞退する(やめる) ことができます。
2	 奨学金振込口座 	変更できる振込口座の条件は、13 ページと同じです。
3	貸与月額	高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)と併せ て利用する第一種奨学金は、変更できない、又は、給付奨学金の支 援区分に基づき変更される場合があります。
4	月額の利率の算定方法	貸与終了後は変更できません。
5	返還方式	第一種奨学金については、返還方式(26ページ参照)を変更できます。 なお、貸与終了後は「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
6	連帯保証人・保証人・本 人以外の連絡先	変更する際も、選任条件(15ページ参照)を十分に確認してください。
7	保証制度 (人的保証→機関保証)	貸与開始月までさかのぼり、保証料を一括で所定の期限までに支払 う必要があります。なお、変更には一定の要件があります。

2. 貸与奨学金継続願・適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。 貸与期間は原則として修業年限の終期まで(4年制の大学学部であれば4年間)ですが、毎年 1回、貸与の継続を希望するか否かを確認(継続願の提出)し、また、奨学生としての適格性が 保たれているかの確認(適格認定)を実施します。

期限までに必要な手続きを怠ると**奨学生の資格を失います。**また、学業成績が不振等の場合は、**奨学金の貸与が打ち切られることがあります**。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励むとともに、必要な手続きを期日内に行ってください。

V奨学金の返還

返還に関する手続き

貸与奨学金は「もらう」ものではなく、あなた自身が「借りる」ものであり、あなた本人が返還していく義務を負います。返還に関する手続きは以下のとおりです。

1. 口座振替による返還

① 返還方法

奨学金の返還は、貸与終了時に登録した振替口座(リレーロ座)からの口座振替(引落し)となります。



必ず口座振替(リレー口座)の加入手続きをしてください。

貸与終了時、進学先の学校の指示に従い、必ず口座振替加入手続きを行ってください。 加入が遅れ、約束の返還期日を過ぎた場合、延滞金が賦課されてしまいます。 ※奨学金返還の延滞については、貸与奨学金案内 19 ページをご確認ください。

② 返還開始時期

貸与終了の翌月から数えて7か月目(3月に貸与終了した場合は10月)に始まります。

2. 割賦金(毎月の返還額)

毎月の返還額は次のとおりになります。

ア 「定額返還方式」の場合

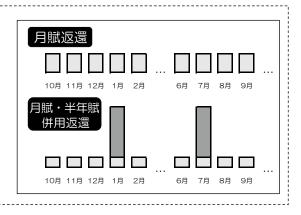
返還期間(回数)が貸与総額により定まり、毎月の返還額は返還期間および割賦方法 (「返還誓約書」にて以下のどちらか1つを選択)により定まります。

割賦方法

① 月賦返還

返還総額を毎月均等に分割して返還

② 月賦・半年賦併用返還 返還金の半分については毎月定額で返還 し(月賦分)、もう半分については半年賦 (1月と7月)で返還する(半年賦分)、月 賦と半年賦とを併せた返還方法。



イ 「所得連動返還方式」の場合(第一種奨学金のみ申込時に選択可能)

前年の所得に応じて、その年の毎月の返還額が決まります。(毎月の返還額により、返還期間は変動します。) ただし、初年度の返還月額は定額返還方式による返還月額の半額とし、それでもなお返還が困難な場合は、申請により月額2,000円に減額ができます。制度については、貸与奨学金案内18ページも参照してください。

※ 毎月の返還額は、「課税対象所得×9%÷12」となります(最低返還月額は2,000円です)。なお、あなた(奨学生本人)の子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します。

V奨学金の返還

返還に関する手続き

3. 繰上返還

貸与終了後はいつでも繰上返還ができます。有利子の奨学金を繰上返還した場合、繰上に相当する期間の利子はかかりません。ただし、据置期間利息(12ページ参照)はかかります。

4. 救済制度

病気や失業等で返還が困難になった人のために、次の救済制度があります。

① 減額返還

経済困難等の理由の場合、願い出により毎月の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額して、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。1年ごとに願い出て、通算15年(180か月)の適用期間の制限があります。

※「所得連動返還方式」を選択している第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。

② 返還期限猶予

経済困難等の理由の場合、願い出により**返還期限を猶予(先送り)する制度**です。1年ごとに願い出て、原則通算10年(120か月)の適用期間の制限があります。

奨学金申込時の家計状況によりJASSOが認定した場合、卒業後、一定の収入を得るまでの間は**通算期間の制限無く**返還期限の猶予を願い出ることができます。

該当する場合は、決定通知の「第一種奨学金」の欄に「猶予年限特例:対象」と記載されています。

③ 在学猶予

奨学金の貸与終了後に引き続き在学(又は進学)する場合、願出により返還期限が猶予 (先送り)されます。通算10年間(120か月)の適用期間の制限があります。

④ 返還免除

死亡または精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。

設定した条件にて返還額を試算するシステム「奨学金貸与・返還シミュレーション」をJASSOのホームページで公開しています。利用登録は必要ありませんので、ぜひご利用ください。



返還に関する手続き

5. 奨学金の返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。

① 地方公共団体が実施する奨学金返還支援策(地方創生) 地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した方を対象に、奨学金の返還を支援する取組みが行われています。JASSOのホームページで、こうした取組を紹介していますので、ぜひご活用ください。



② 企業の奨学金返還支援(代理返還)制度 各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するために、企業がその社員に対 し、返還を支援する取組が行われています。JASSOのホームページで、こう

した取組を紹介していますので、ぜひご覧ください。



6. 個人信用情報の取扱い

① 個人信用情報の登録

奨学金の返還開始から6か月が経過後、延滞3か月以上となった場合、あなたが多重債務 (注)に陥ることを防ぐため「個人信用情報機関」にあなたの個人情報・契約の情報・返還 状況を登録します

- ※ 一度登録された情報は、延滞中はもちろんのこと、延滞を解消しても「過去に延滞していた人」として登録され続け、返還完了の5年後に削除されます。
- ② 個人信用情報機関に登録された場合の不利益 個人信用情報機関に「延滞者」として登録されると、その情報を参照した金融機関等から 「経済的信用が低い」と判断されることがあります。
 - ※ この場合、自動車や住宅等の各種ローンが組めなくなることや、スマートフォンの分割払いができなくなる場合があるほか、クレジットカードの発行や利用ができなくなることにより、各種料金(公共料金や携帯電話等)の引き落とし、ショッピング(インターネットを含む)やキャッシング等ができなくなる場合があります。
 - 注:複数の相手から借金をすること。特にすでにある借金の返済のために別の相手からさら に借り入れ、借金が増え続ける状態のこと

ここからは、海外大学への進学を希望する人のページです。

VI海外大学

①海外大学への進学を希望する人へ

海外の大学に進学を希望する人は、本章(VI海外大学)をよく読み、必要な書類の準備や手続きの流れを確認しましょう。

進学届の提出書類と提出先が国内大学等進学者とは異なります。

1. 書類提出先

(進学届郵送提出用)

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7 独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

TEL:海外大学専用(O3)6743-6040(平日8:30~18:15)

- ※ 問い合わせの際は、採用候補者決定通知に記載された「登録番号」をお知らせください。
- ※ 電話番号は海外大学への進学者専用です。国内大学等の奨学金のご質問には回答できませんのでご留意ください。

2. 海外大学で、貸与対象となる奨学金

- 1)第二種奨学金
- ②入学時特別增額貸与奨学金

「併用貸与」又は「第二種奨学金」の採用候補者であれば、海外大学で奨学金を利用することができます。この奨学金を「第二種奨学金(海外)」といいます。

- ※ 第一種奨学金・給付奨学金は、海外大学では利用できません。
- ※ 貸与額については、10ページ・12ページをご参照ください。
- ※ 海外の大学進学において、労働金庫の「入学時必要資金融資」(「つなぎ融資」)はできません。また、医・歯学課程、薬・獣医学課程を履修する人への増額はできません。

3. 対象となる進学時期

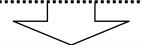
2026年度(2026年4月~2027年3月)に海外大学の正規課程に入学又は進学が認められる場合。

※ 2025年度に国内の学校を卒業見込で、かつ留学先国の教育制度により、2026年1月~ 3月に新年度開始となる予定の人も含まれます。なお、貸与始期は2026年4月となります。

②手続きの流れ(海外大学)

第二種奨学金の採用候補者に決定した人で、海外大学へ進学後に奨学金の貸与を希望する場合は、進学後にJASSO海外貸与係への手続きが必要です。

貸与奨学金を受けられる学校へ進学(2026年4月~)



進学後の手続き(詳細は、2026年3月末頃にホームページに掲載予定。)

「進学届」提出の流れ

- ① 必要書類を準備する(33ページ)。
- ② 進学後3か月以内に、必要書類をJASSO<u>海外貸与係へ提出</u>する。 【提出方法】
 - ●インターネット経由

JASSOホームページURLにアクセスしてください。



●郵送の場合

29ページの「書類提出先」に郵送してください。

- ③ JASSOでの審査完了後、国内連絡者あてに 「進学届」入力用の識別番号(IDとパスワード)が届く。
- ④ 識別番号と採用候補者決定通知(本人保管用)に記載のパスワードによりスカラネットへログインし、期限までに「進学届」を入力(提出)する。
 - (注)「進学届準備シート(海外)」のとおりに、スカラネットで「進学届」を入力する必要があります。必ず 「進学届準備シート(海外)」はコピーをとり、控えとして保管しておいてください。



貸与奨学生に採用(奨学金の振込開始)

- ・「返還誓約書」の提出(海外貸与係)(24、32ページ)
- (注) 振込みをもって採用のお知らせとなります。「返還誓約書」は、振込後に送付します。

貸与中の手続き

- ・変更事項(異動)の届出
- ・適格認定 ※1年ごとに、奨学金継続願の提出が必要です。

奨学金の返還(26ページ~28ページ)

・返還に関する手続き

Ⅵ海外大学

③貸与奨学金を受けられる海外大学等

第二種奨学金の採用候補者となった人が、海外大学に進学して奨学金(第二種奨学金(海外))の貸与を受けられる学校・コースは、次の表のとおりです。

大学	・Bachelor's Degree (学士号)の学位取得課程(正規課程)へ在籍していることが必要です。 ・学位取得を目的としない場合は、対象外です。 ※「学部・一貫制修士課程」は、「学士課程」と位置付け、修業年限終了までの期間「学士課程」となります。
短期大学	・Associate Degree (準学士号)の学位取得課程又はTransfer Course (編入学コース)へ在籍していることが必要です。 ・また、海外の短期大学を卒業(修了)後、1年以内に学士号取得を目的として海外の大学に編入学を予定していることが必要です。短期大学のみで留学を終える予定の場合は、対象外です。 ・当初の奨学金の貸与期間は、短期大学の卒業(修了)年月までとなります。海外の大学に編入学後、「貸与奨学金継続願(編入学)」の手続きが必要です。編入学手続き後、機構の審査が終了するまでの間は、奨学金の振込みが止まります。
ファンデーションコース	 ・ファンデーションコースとは、日本の教育制度との相違から、留学生が大学進学前に必要な科目(教養科目)等を学ぶコースのことです。留学生に対して、ファンデーションコースの修了が義務付けられている国(イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ等)に留学する場合に限り、ファンデーションコースからの奨学金貸与が認められます。ファンデーションコースという名称であっても、語学コース(ESL等)の場合は対象外です。 ・また、ファンデーションコース修了後1年以内に学部正規課程に進学することが必要です。 ・当初の奨学金の貸与期間は、ファンデーションコース修了年月までとなります。ファンデーションコース修了前と学部正規課程に編入後、所定の手続きが必要です。また、機構の審査が終了するまでの間は、ファンデーションコース修了後、奨学金の振込みが止まります。 ※マレーシアのファンデーションコース:イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ等の大学の学位取得目的で、マレーシアの大学のファンデーションコースに入学(又は在籍)する場合は、奨学金貸与が認められます。マレーシアの大学の学位のみを取得する場合は、対象外です。 ※ファンデーションコース修了後に得られる資格が中等教育修了資格である場合(カナダのOSSD資格等)も、対象外です。

○語学コース(ESL 等)、予備コース、語学学校、専門学校、職業訓練校、海外大学・短期大学の日本校(以下を除く)は、貸与奨学金の対象外です。

- ・TAFE (オーストラリア): 学士号を取得する場合は、大学相当として扱います。TAFEを卒業後、海外の大学に編入学する場合、短期大学相当として扱います。
- ・IBT (オーストラリア): 1年課程を修了すると提携大学の2年次に直接編入学できる場合、IBT1年課程在籍期間は大学課程の1年次相当として扱います。

第二種奨学金(海外)を利用できる海外大学の日本校は、次の表のとおりです。(令和7年3月10日時点)

	Oテンプル大学ジャパンキャンパス	〇暨南大学日本学院
	〇北京語言大学東京校	〇アリゾナ州立大学サンダーバード
海外大学の日本校	〇上海大学東京校	グローバル経営大学院日本校
	〇深圳大学東京学院	
	Oレイクランド大学ジャパン・キャンパ	パス
海外短期大学の	Oテンプル大学ジャパンキャンパス	
日本校	〇レイクランド大学ジャパン・キャンバ	パス

VI海外大学

④海外大学用奨学金の主な留意点

1. 国内連絡者の選任について

あなたが海外の大学等に進学した後の奨学金の手続きは、すべて**国内連絡者を通して**行います。

国内連絡者は、原則として、人的保証において連帯保証人になる人を選任してください。ただし、連帯保証人に選任した人が国内に在住していない等の場合は、確実に連絡の取れる別の人(原則として、父又は母)を選任してください。※「進学届準備シート(海外)」(33ページ)に記入してください。

2. 保証制度について

第二種奨学金(海外)の貸与を受けるには、機関保証と人的保証(連帯保証人と保証人を選任)の両方の保証が必要です。あなたが返還者となった際に万一延滞が生じた場合は、JASSOは次の順に返還の督促を行います。

- ①JASSOは奨学生(返還者)であるあなたに請求します。
- ②JASSOは連帯保証人・保証人に請求します。
- ③JASSOは保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)へ代位弁済(あなたに代わり弁済 すること)を請求します。代位弁済後、保証機関からあなたへ原則一括請求します。

3. 返還誓約書について

奨学金の振込みが開始されると、JASSO海外貸与係から「返還誓約書」が国内連絡者宛に送付されますので、国内連絡者からあなた(海外)へ送付していただきます。重要な書類ですので、必ず記録の残る方法で送付してください。

「返還誓約書」は必要な内容を記入し、期限までに提出しなければなりません。

- ●奨学生である、あなたの自署が必要です。
- ●連帯保証人・保証人の自署押印、「印鑑登録証明書」等の添付が必要です。

期限までに「返還誓約書」を正しく提出しない場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額を速やかに返金していただくことになります。

⑤必要書類の準備

海外大学の正規課程へ進学後、速やか(入学日から3か月以内)に以下書類を、JASSO海外貸与係へ提出してください。

書類を提出される前に、下表の口にチェックを入れて、提出書類をご確認ください。

提出書類	書式	対象者
□ A. 採用候補者決定通知【提出用】	JASSO 送付	全員 3ページ参照
□ B. 進学届準備シート(海外)	JASSO 所定様式	全員
	※ホームページ掲載	33 ページ参照
□ C. 入学許可書/合格通知(日本語訳付)	海外在籍校発行	全員 34 ページ参照
□ D. 在籍証明書(日本語訳付)	海外在籍校発行	全員 35~36 ページ参照
□ E. 履修証明書(日本語訳付)	海外在籍校発行	全員 37 ページ参照
□ F 密学計画書	JASSO 所定様式	全員
□ F. 留学計画書	※ホームページ掲載	38 ページ参照
□ G. アカデミックカレンダー(日本語訳付)	海外在籍校発行	全員 34 ページ参照
□ H . 在留資格等の証明書類	出入国在留管理庁発行	該当者のみ ※詳細は 7ページを参照

改氏名がある場合は、JASSO海外貸与係までご連絡ください。

※進学時に必要な提出書類の不備が解消せず、正規課程入学後6か月以内に貸与奨学生として採用されなかった場合は、採用候補者の資格を失います。

B.進学届準備シート(海外)の準備

進学届準備シート(海外)は、<u>JASSOホームページに掲載されます</u>(2026年3月末頃予定)。ダウンロードして記入してください。

- ※入学時特別増額貸与奨学金について、採用候補者決定通知に「日本政策金融公庫の国の教育ローンの申込:必要」と記載がある人は、以下の①又は②の日付を控えておいてください。
 - 進学届準備シート(海外)提出時に当該日付の記入が必要となります。
 - ①申し込んで利用できなかった結果、発行された通知文記載の日付
 - ②日本政策金融公庫の窓口、電話、WEB等で申込みできないことを確認した日付
- ※入学時特別増額貸与奨学金は、貸与開始月と入学月が一致する場合のみ利用可能です。

⑥C.入学許可証、G.アカデミックカレンダーの準備

入学許可書(合格通知)は、留学生として新規に入学したことを確認するために、提出が必要です。 次の①~④の**すべて**の要件を満たしているか下表の口にチェックを入れて確認してください。

入学許可書(合格通知)の要件	提出前 チェック
①記載された発行日が 入学日より前 であること。	
② 進学先の学校が発行 したものであること。※留学斡旋機関が発行したものは不可。	
③次のア〜ウの事項が すべて 記載されていること。 ア. 本人氏名 イ. 学校名、学部・学科・専攻(コース)名 ウ. 入学を許可する旨の記載	
④日本語以外の言語の場合は、日本語訳(書式任意、本人訳可)を添付すること。 ※日本語訳は、上記③の記載やプログラムの開始・終了予定年月、取得予定の学位など、 ポイントとなる箇所のみで結構です。証明書への日本語訳の書き込みも可です。	

(注)メールによる合格通知の場合は、メールの画面を印刷又は電子データ化したものでも構いません。 ただし、メールの送信日(入学日前の送信日であること)、送信元(学校名)、宛名(本人氏名)が 分かるようにしてください。

留学先の国によっては、入学許可書(合格通知)の代わりに、ビザ証明書(留学生ビザを取得するために学校が発行する証明書)の提出が認められます。

留学先国名	入学許可書(合格通知)の代替となるビザ証明書の名称
アメリカ	I-2O(提出は1ページ目のみで可)
イギリス	CAS Statement
オーストラリア	Confirmation of Enrolment (CoE)
韓国	Certificate of Admission(標準入学許可書)

また、留学先がドイツやフランスなどの場合、「入学許可書(合格通知)」の内容と、「在籍証明書」の内容が同一のケースがありますが、内容が同じであっても、入学前の日付で発行されたものを「入学許可書(合格通知)」として提出してください。

アカデミックカレンダー

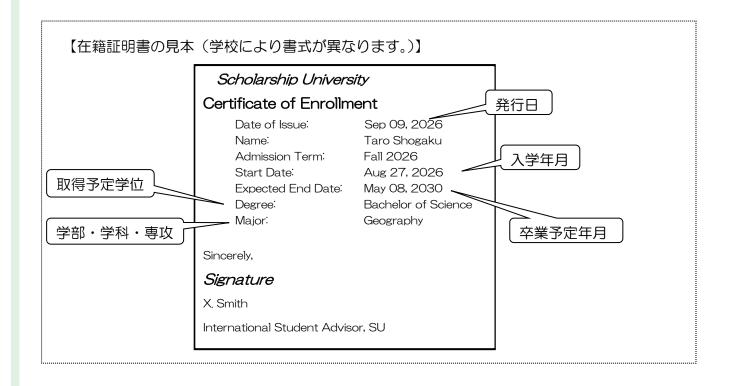
進学先の学校の各学期の授業開始・終了月、最終試験月がわかる大学公式の「アカデミックカレンダー」を提出してください。「アカデミックカレンダー」が日本語以外の言語で記載されている場合は、授業開始・終了/最終試験に日本語訳を付けてください。

※「アカデミックカレンダー」は学校のホームページ等から取得できます。

⑦D.在籍証明書の準備

在籍証明書は、海外大学にいつ進学したか、進学先の課程は正規課程であるか、いつ卒業予定であるかを確認するために、必ず提出が必要です。在籍証明書を提出する際は、原則として、次の①~⑤の**すべて**の要件を満たしているか下表の口にチェックを入れて確認してください。

在籍証明書の要件	提出前 チェック
①記載された発行日が正規課程 入学日以降 であること。	
② 進学先の学校の事務局から発行 されたものであること。 ※マイページからの取得は不可。学校のレターヘッドのある公式な証明書が必要です。	
③証明書のタイトルが(日本語に訳した場合に)「在籍証明書」であること。 ※英語で記載された証明書の場合は「Enrolment Verification」「Certificate of Enrolment」などのタイトルです。 「Acceptance Letter」は、在籍証明書とはみなせません。	
 ④原則として、次のア〜オの事項がすべて記載されていること。 ア. 本人氏名 プ・校名、学部・学科・専攻(コース)名 ウ・取得学位 学 部 ⇒ 学士号 (Bachelor's Degree)	
業/最終試験が行われる年月(卒業(修了)予定年月とみなす)とします。	
⑤日本語以外の言語の場合は、日本語訳(書式任意、本人訳可)を添付すること。 ※日本語訳は、発行日及び上記④の記載箇所(本人氏名、学校名、学部・学科・専攻 (コース)名、取得学位、入学年月日、卒業(修了)予定年月)のみで結構です。証明 書への日本語訳の書き込みも可です。	



●在籍証明書に「学位」の記載がない場合の対応

- ・在籍証明書に「学位」の記載がなくても、履修証明書(37ページ参照)に「学位」の記載がある場合は、履修証明書を提出することで対応可能です。
- ・中国、台湾、韓国など一部の国では、入学許可書(合格通知)に学位の記載があるケースがあります。 その場合は、次のように対応してください。

入学許可書に「学位」の記載がある場合

在籍証明書の余白又は日本語訳に、次のように追記する。(本人による追記可)

「在籍証明書には定型のフォーマットがあり学位が記載されないが、入学許可書に記載のとおり、

○○○取得可能な課程に在籍中である」 ※○○○には、学部⇒学士号、短期大学⇒準学士号と記入。

●在籍証明書に「卒業(修了)予定年月」の記載がない場合の対応(①~③のすべてに対応)

- ①留学アドバイザーや指導教員など学校担当者に相談し、卒業予定期を決める。
- ※卒業式(学位授与式)の行われる年月ではなく、**最終授業/最終試験が行われる年月を、卒業(修 了)予定年月**としてください。
- ②留学計画書の卒業予定期の定め方についての質問で「2.学校担当者と相談の上決定した」を選択する。
- ③アカデミックカレンダーの最終授業/最終試験日にマーカーを引き、提出する。
- ※卒業(修了)予定年のアカデミックカレンダーが取得できない場合は、提出時点で最新のアカデミックカレンダーを取得してください。

8 E.履修証明書の準備

履修証明書は、受けている授業の名前や単位数が記載された一覧のことです。履修証明書は、正規課程の授業を履修していることを確認するために、必ず提出が必要です。原則として、次の①~④の**すべて**の要件を満たしているか下表の口にチェックを入れて確認してください。

履修証明書の要件	提出前 チェック
①正規課程に入学した 年度、学期が記載 されていること。	
②取得方法について、次のア、イの いずれか に該当するもの ア、進学先の学校の事務局から発行されたもの イ、マイページ等学校のシステムから取得した履修科目一覧や時間割 (注 1)	
③次のア〜エの事項がすべて記載されていること。 ア. 本人氏名 (注2) イ. 学校名 ウ. 年度、学期(正規課程入学時点の学期) エ. 履修中の授業名 (注3) ※履修証明書に「学期(始業)の開始日」の記載があれば、在籍証明書に「入学年月日」の記載がなくても、書類不備にはなりません。 ※履修証明書に「学位」の記載があれば、在籍証明書に「学位」の記載がなくても、書類不備にはなりません。	
④日本語以外の言語の場合は、日本語訳(書式任意、本人訳可)を添付すること。 ※日本語訳は、上記③の記載箇所(本人氏名、学校名、年度・学期、履修中の授業名)のみで結構です。 証明書への日本語訳の書き込みも可です。	

- (注1)マイページから取得した履修科目一覧や、時間割を提出する場合は、学校名と氏名が確認できるよう、ログインページ等も適宜添付してください。
- (注2) 在籍している学部・学科・専攻(コース)の全員に共通するカリキュラムは、原則、履修証明書として受け付けることができません。必ずあなた自身の授業スケジュール(あなたの氏名が入ったもの)を提出してください。
- (注3) 授業名が略号のみで記載されている場合は、正式な授業名を履修証明書の余白又は日本語訳に記入してください。例) 略号: ACCT ⇒ 正式な授業名: Accounting (会計学)

上記の「履修証明書の要件」に該当しないケースについては、状況を確認した上で個別に対応を検討い



Ⅵ海外大学

⑨F.留学計画書の準備 ※様式はホームページに掲載

「留学計画書」を作成し、海外の四年制大学(又は学部正規課程)の卒業(学士号取得)までのスケジュール について、記載してください。短期大学、ファンデーションコースへの進学者に対しては、当該課程を修了後 の編入計画についても確認します。

1.「留学計画書」のダウンロード

「留学計画書」は、JASSOホームページに掲載されていますので、ダウンロードして記入してください。



2.「留学計画」欄について

大学学部卒業(学士号取得)までのスケジュールを、詳細に記入してください。

海外の短期大学・ファンデーションコース・IBTから、海外の四年制大学(又は学部正規課程)に編入学 (又は進学)する場合は、編入学先(又は進学先)の大学名、学部の記入も必須です。編入学先(又は進学先) が決まっていない場合は、第一候補の大学名、学部を記入してください。

【奨学金の貸与を開始する、在籍学校(★)の例】

国名	貸与 可否	入学予定年月 卒業予定年月	学校名	学部・学科・コース
アメリカ	不可	2026年1月~2026年8月	A Community College	ESL (語学) コース編入学 コース
	可★	2026年9月~2028年5月	A Community College	
	可	2028年9月~2030年5月	B University	社会学部
中国	不可	2025年9月~2026年8月	C大学	中国語センター
	可★	2026年9月~2030年6月	C大学	中国文学部
イギリス	可★	2026年9月~2027年6月	D University	ファンデーションコース
	可	2027年9月~2030年6月	D University	経営学部
カナダ	可★	2026年9月~2028年6月	E College	機械工学科 (Diploma 取得課程)
	可	2028年9月~2030年6月	F University	工学部
オーストラリア	可★	2027年2月~2027年12月	TAFE-G	旅 行 ・ 観 光 コ ー ス (Diploma 取得課程)
	可	2028年2月~2030年12月	H University	観光マネージメント学部

[・]語学コース、医学部等の予備コース、Certificate コースは、貸与奨学金の対象外です。

[・]ファンデーションコースは、31ページを参照してください。

⑩採用・奨学金の振込開始・安全管理・その他

1. 採用・奨学金の振込開始

進学後3か月以内に必要書類を提出し、JASSOの審査が完了すると(書類不備があった場合は、不備が解消すると)、JASSOからスカラネット入力用のID・パスワードが送付されます。当該ID・パスワードを使用し、スカラネット(進学届)の入力をしてください。スカラネット入力後、奨学生として採用され、1~2か月後の振込日に初回振込額が振り込まれますので、入力した奨学金振込口座をご確認ください。初回振込後、原則として当該月の下旬を目途に、奨学生としての採用決定に係る書類(「奨学生証」「返還誓約書」等)を国内連絡者宛てに送付します。

2. 安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「国・地域別海外安全情報」における「危険レベル」又は「感染症危険レベル」がレベル3(渡航中止勧告)以上の場合は、奨学生としての採用は認められません。

なお、オンライン授業をレベル3以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることがあります。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

外務省「海外安全ホームページ」

https://www.anzen.mofa.go.jp/

外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

外務省海外旅行登録「たびレジ」

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

Ⅵ海外大学

⑩採用・奨学金の振込開始・安全管理・その他

3. その他

以下の項目については、該当ページをご確認ください。

①採用候補者決定通知の確認(3ページ)

【参考】「採用候補者決定通知(簡易版)」の印刷(5、6ページ)

②決定内容の変更(8ページ)

「進学届」提出(入力)時に変更できる項目を記載しています。海外大学への進学を希望する人は、 項目4~7が該当します。

- ③奨学金振込口座の準備(全員)(13ページ)
- ④保証制度を利用するための準備(全員)(14~17ページ)
- ⑤「入学時特別増額貸与奨学金」の手続き(該当者)(18ページ)
- ⑥ (大切なお知らせ) 進学前の資金準備(21ページ)

奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。 お電話でのお問い合わせの前に、ぜひご活用ください。



日本学生支援機構 X(旧 Twitter) 公式アカウント

学生等に対する各種支援情報を発信していますので、ぜひフォローしてください。

@JASSO general



手続きに関するお問い合わせ先

日本学生支援機構 奨学金相談センター

奨学金の手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。

【電話番号】0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

【受付時間】9時~20時(土日祝日・年末年始を除く)

(参考)

JASSO の奨学金は、入学後に所定の手続きをとることにより交付されるため、入学前に受け取ることはできませんのでご注意ください。

入学前にまとまった資金を受け取ることができる制度としては、次のようなものがあります。 詳しくは、日本政策金融公庫又は労働金庫の窓口に直接お問い合わせください。

〇「国の教育ローン」

日本政策金融公庫が実施しています。

詳しくは、日本政策金融公庫のホームページでご確認ください。



※「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となっている人で、「日本政策金融公庫の「国の教育 ローン」の申込:必要」と決定通知に記載のある方は、本冊子 18 ページ及び別紙「日本政策金融 公庫のお手続きが必要な方へ」を参照ください。

〇「入学時必要資金融資(つなぎ融資)」

※ JASSO の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となっている人に限ります。 労働金庫が実施しています。詳細は JASSO ホームページに掲載の「入学時必要資金融資のご案 内」をご確認ください。